

# 機能分化と連携（病診連携等の推進）

## 第 1 現状と課題

### 1 機能分化・連携の推進

- 限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するためには、二次医療圏内外の医療機関が連携を図り、急性期から回復期を経て慢性期に至るまで、切れ目なく必要な医療を提供する体制を整備することが必要となっています。

### 2 特定機能病院・地域医療支援病院

- 特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、医療法に基づき厚生労働大臣が承認するものです。県内では信州大学医学部附属病院が承認されています。
- 地域医療支援病院は、かかりつけ医やかかりつけ歯科医からの紹介患者への医療の提供、地域の医療機関との医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修の実施などを通じて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援することができる病院として、地域の中心的な病院を医療法に基づき知事が承認するもので、県内では平成 13 年度（2001 年度）以降、平成 27 年度（2015 年度）までに 7 つの医療圏で 10 病院が承認されています。
- 地域医療支援病院がその役割を果たすことにより、地域の医療従事者の医療技術の向上が図られるとともに、地域医療支援病院とかかりつけ医等との役割分担により、それぞれの医療機関が持つ医療機能を生かすこと（高度な医療の円滑な実施、日常・継続的な医療の実施など）が可能となります。
- 平成 26 年度（2014 年度）から、特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件等が改正され、紹介率の算定式等の見直しがされています。

【表 1】特定機能病院及び地域医療支援病院の承認の状況

種別	二次医療圏	医療機関名	承認年月日
特定機能病院	—	信州大学医学部附属病院	平成 6 年 7 月 1 日
地域医療支援病院	佐 久	佐久総合病院佐久医療センター	平成 27 年 6 月 16 日
	上 小	信州上田医療センター	平成 14 年 11 月 14 日
	諏 訪	諏訪赤十字病院	平成 14 年 11 月 14 日
	上伊那	伊那中央病院	平成 23 年 3 月 20 日
	飯 伊	飯田市立病院	平成 16 年 7 月 30 日
	松 本	相澤病院	平成 13 年 8 月 2 日
		まつもと医療センター松本病院	平成 21 年 10 月 14 日
	長 野	長野赤十字病院	平成 15 年 8 月 8 日
		長野市民病院	平成 22 年 9 月 21 日
		南長野医療センター篠ノ井総合病院	平成 27 年 6 月 16 日

### 3 医療に関する情報化の推進

- 医療分野においては、診療情報等共有ネットワークの構築など、ICTを活用した医療機関相互の連携の促進等が進められています。
- 本県においては、平成23年（2011年）9月に「信州メディカルネット協議会」が発足し、信州大学医学部附属病院等に設置された中継センターを介して複数の医療機関が電子カルテの患者情報を共有できる「地域医療連携ネットワークシステム（信州メディカルネット）」が構築され、平成29年（2017年）1月現在、21病院が診療情報を提供しています。
- 電子カルテについては、医療機関における業務の効率化に加え、診療情報等共有ネットワークに接続することにより、医療機関相互で検査結果や薬剤の処方状況など診療情報を共有し、検査や薬剤処方が重複して行われることを防ぐ取組が進められています。
- また、地域包括ケア体制の構築に向け、在宅や介護施設等で医療を受けている方の病状変化や介護の情報を、医療・介護の関係者が患者情報等共有ネットワークを活用し共有する取組が進められています。
- 質の高い医療を効率的に提供するため、遠隔診療や患者情報の共有をはじめとした医療分野におけるICTの活用を一層促進していくことが必要です。

### 4 地域連携クリティカルパスの活用

- 地域連携クリティカルパスは、地域の医療機関が連携を図り、切れ目のない医療を提供するため、がん・脳卒中・急性心筋梗塞及び糖尿病の疾患について、導入が進んでいます。
- 一方で、疾患や地域によって、クリティカルパスの運用に差があると指摘されています。

【表2】地域連携クリティカルパスの導入状況

区 分		H19年	H22年4月	H25年4月	H28年10月
がん診療連携 拠点病院	肺がん	0病院	1病院	8病院	9病院
	胃がん	1病院	5病院	8病院	9病院
	肝がん	0病院	1病院	8病院	9病院
	大腸がん	0病院	4病院	8病院	9病院
	乳がん	0病院	1病院	8病院	9病院
脳卒中（急性期）		1病院	16病院	21病院	24病院
急性心筋梗塞（急性期）		0病院	8病院	12病院	10病院
糖尿病（専門治療）		5病院	10病院	12病院	12病院

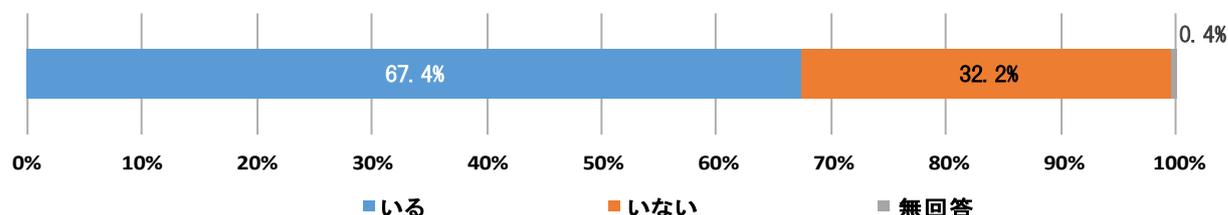
（保健・疾病対策課調べ）

### 5 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

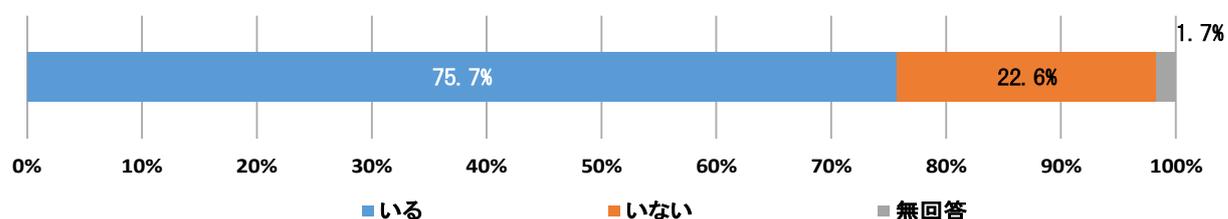
- 健康管理・相談や初期診療など日常的な保健医療サービスの他、患者の病態に応じた専門的医療機関等への紹介、さらには、専門的医療機関での治療の後の在宅での療養管理などを行うかかりつけ医・かかりつけ歯科医の重要性は高くなってきています。
- 「県民医療意識調査」によると、「あなたや御家族が、もし体調が悪くなって医師に診てもらいたいときどうしますか。」という質問に対し、「身近な診療所（医院・クリニック）へ行く」という回答が82.7%を占めたのに対し、「なるべく大きな病院へ行く」という回答も約13.5%ありました。

- また、かかりつけ医について、「あなたが病気になったときに決まってみてもらう医師(かかりつけの医師)がいますか」という質問に対し、「いる」と回答した方は67.4%、かかりつけ歯科医については、「いる」と回答した方が75.7%となっています。

【図1】かかりつけ医の有無



【図2】かかりつけ歯科医の有無



(医療推進課「県民医療意識調査」)

- 患者が大きな病院に集中すると、重症患者の手術・入院治療など、病院が本来有する高度な医療機能を十分に活かすことができないばかりか、待ち時間が長くなるなど患者にとっても不便となるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を推進することが必要です。
- 専門的な検査が必要な場合や、高度な医療が必要な場合など、かかりつけ医・かかりつけ歯科医だけでは対応できない患者を専門医等に円滑に紹介することにより、多様な診療機能を持つ医療機関相互の連携（病診、病病、診診連携）を図ることが重要です。

## 第2 施策の展開（案）

### 1 機能分化・連携の推進

- 専門的な治療を必要とする疾病等については、全県及び隣接する医療圏との連携体制の強化を図ります。
- 市町村や医療関係者等と病床機能報告等に基づく地域の病床構成の情報などを共有し、地域で不足する回復期機能などの病床機能への転換に向けた関係者の自主的な取組を支援します。
- 地域で不足する病床機能への転換及び必要な設備等の充実強化に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し積極的に支援します。
- 医療機関の連携を支援するため、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療について、急性期や回復期などの機能を担う具体的な医療機関名を記載した機能別医療機関の一覧（別冊）を作成し、毎年、最新の状況を公表します。

## 2 地域医療支援病院

- 地域医療支援病院としての要件を満たすことが見込まれる病院については、紹介患者中心の医療の提供が図られるよう地域の医療機関の役割分担と連携を推進します。

## 3 医療に関する情報化の推進

- 医療の効率化、安全確保、質の向上の観点から、電子カルテの導入、診療情報等共有ネットワークの構築、遠隔医療の設備整備などを支援することにより、医療分野におけるICT化を推進します。

## 4 地域連携クリティカルパスの活用

- 地域連携クリティカルパスの活用などにより、急性期、回復期、維持期といった患者の病態変化に応じ、より適した医療が受けられるよう、医療機関相互の連携強化を引き続き推進します。
- 医療機関のほか、薬局・訪問看護ステーション等との連携強化を推進します。

## 5 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医から病院への患者紹介及び病院からかかりつけ医・かかりつけ歯科医への逆紹介が積極的に行われるよう医療機関の機能分担と連携を推進します。
- その際に、患者情報の共有手段や、患者への説明手段としてICTネットワークや地域連携クリティカルパスの積極的な活用を目指します。
- 県民に対して、身近な診療所をかかりつけ医・かかりつけ歯科医とすることについて引き続き普及啓発を行うとともに、ながの医療情報ネットにより診療情報等を提供します。

# 医療安全対策

## 第1 現状と課題

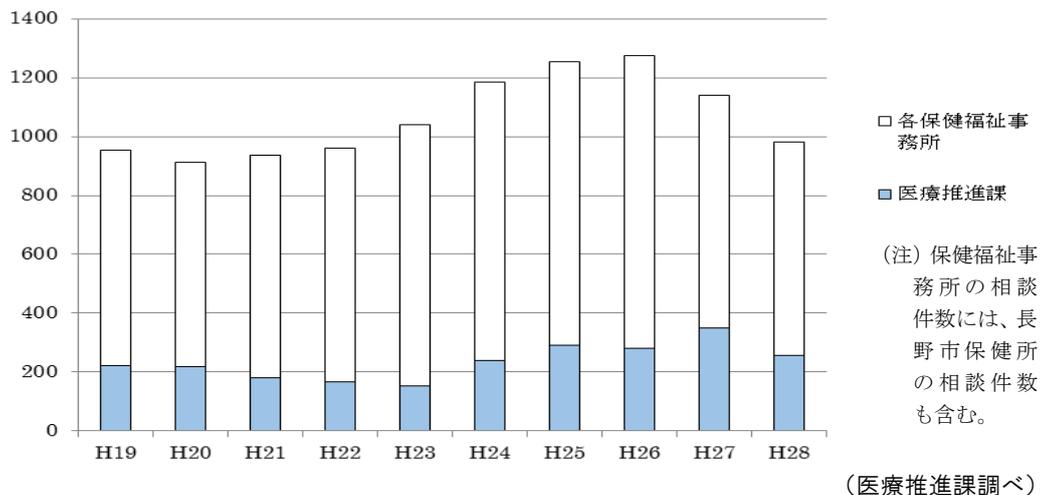
### 1 医療安全体制の確保

- 医療法では、すべての病院、診療所及び助産所に対し、①医療の安全管理体制の確保、②院内感染防止体制の確保、③医薬品・医療機器に係る安全使用及び安全管理体制の確保が義務付けられています。また、すべての薬局においても医薬品に係る安全使用及び安全管理体制の確保が義務付けられています。
- 医療事故や院内感染を防止し、安全な医療提供体制を確立するためには、医療に従事するすべての職員が、患者の安全を最優先に考えて医療に従事することが必要であり、そのためには、医療機関が組織全体で医療安全のシステムを作り、これを運用していく必要があります。
- 本県においても、医療機関等に対し、医療事故や院内感染の予防・再発防止に役立つ情報を提供するとともに、国等が行う医療安全研修の周知を行うなど、医療安全体制の確保に向けた取組を進めています。

### 2 医療安全支援センターの設置と取組

- 本県では、平成 16 年（2004 年）5 月に県庁に医療安全支援センター（医療相談窓口）を設置し、医療相談及び医療安全に関する研修等を行っています。また、平成 20 年度から各保健福祉事務所の医療相談窓口を「医療安全支援センター」と改め、医療相談等を行っています。
- 長野市保健所においては、平成 19 年（2007 年）4 月より医療安全支援センター（医療相談窓口）が設置され、医療相談及び医療安全に関する研修等が行われています。
- 医療相談等に適切に対応するため、平成 27 年度に関係する機関・団体等で構成する医療安全支援センター運営協議会を設置し、医療安全支援センターの運営に関する協議を行っています。

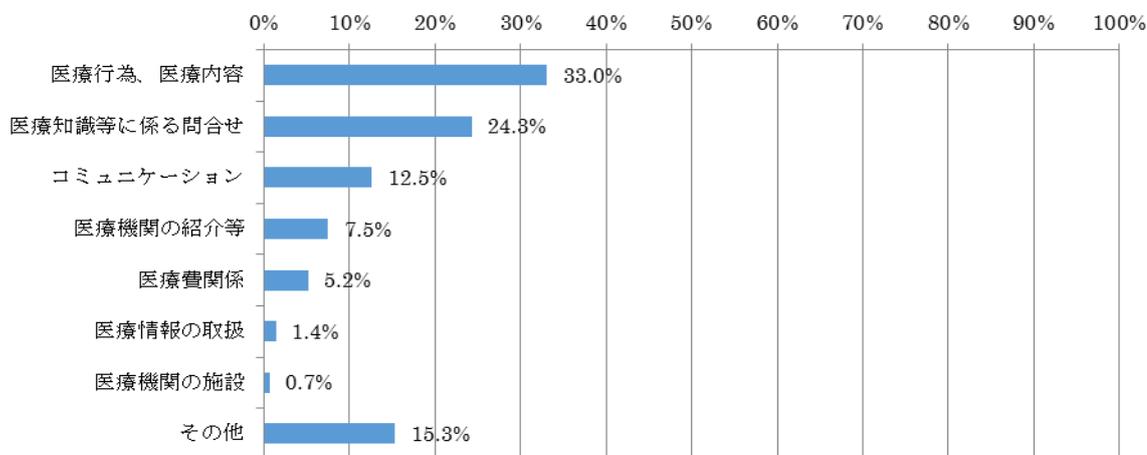
【図 1】医療相談件数の推移



- 本県における近年の医療相談件数は、1,000 件前後で推移しています。

- 相談内容の内訳については、「医療行為、医療内容」がほぼ3割を占めており、次いで、「医療知識等に係る問合せ」、「コミュニケーション」となっています。

【図2】医療相談内容の内訳（平成28年度）



(医療推進課調べ)

- 本県における医療相談窓口の一覧は下表のとおりです。

【表1】医療相談窓口の一覧

名 称	連絡先（電話番号）
長野県 医療安全支援センター	026-235-7145
佐久保健福祉事務所 医療安全支援センター	0267-63-3162
上田保健福祉事務所 医療安全支援センター	0268-25-7147
諏訪保健福祉事務所 医療安全支援センター	0266-57-2925
伊那保健福祉事務所 医療安全支援センター	0265-76-6835
飯田保健福祉事務所 医療安全支援センター	0265-53-0442
木曾保健福祉事務所 医療安全支援センター	0264-25-2231
松本保健福祉事務所 医療安全支援センター	0263-40-1937
大町保健福祉事務所 医療安全支援センター	0261-23-6525
長野保健福祉事務所 医療安全支援センター	026-223-2131
北信保健福祉事務所 医療安全支援センター	0269-62-3105
長野市 医療安全支援センター	026-226-6000

## 第2 施策の展開（案）

- 医療事故や院内感染事例に関する情報を医療機関へ提供し、事故防止を呼びかけます。
- 国等が行う医療安全研修を医療機関に周知し、医療安全担当者の受講を促進するとともに、関係機関との連携のもと「医療安全管理研修会」の開催に努めていきます。
- 医療機関における、医療安全・院内感染防止対策・医薬品及び医療機器に係る安全管理の体制が確保されるよう、医療機関への立入検査を通じて医療機関に助言・指導を行います。
- 医療安全支援センター運営協議会で関係機関・団体等のご意見をお聞きしながら適切な医療相談に努めていきます。

# 難病対策

## 第1 現状

### 1 難病法に基づく難病の患者に対する施策の実施

難病対策は、昭和47年に策定された「難病対策要綱」に基づき実施されてきましたが、平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下、「難病法」という。）が施行されたことに伴い、現在は難病法に基づき、基本方針の策定、医療費助成制度（特定医療費助成事業）の実施、難病に関する調査及び研究、療養生活環境の整備を行っています。

### 2 難病の患者に対する医療費助成制度

難病法では、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする「難病」のうち、患者数が本邦において一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病を「指定難病」と定義して、平成27年1月1日から医療費の助成（特定医療費助成事業）を行っています。

また、これに含まれない疾病に対するの助成制度として、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業等を実施しています。

各事業の対象疾病数は表1のとおりです。

【表1】難病の患者に対する医療費助成の概要 （平成29年度）

事業名	医療費給付	対象疾病数
特定医療費助成事業	一部	330（別表1）
特定疾患治療研究事業	全額公費負担	4
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	全額公費負担	*1
長野県特定疾病医療費助成事業（県単独）	一部	2
遷延性意識障害者医療費給付事業（県単独）	一部	*2

\*1 先天的に血液凝固因子が欠乏している血友病等の疾患

\*2 疾病または事故により3カ月以上継続して意識障害等の状態にある者

### 3 各医療費助成の受給者数の推移（各年度末）

【表2】 （単位:人）

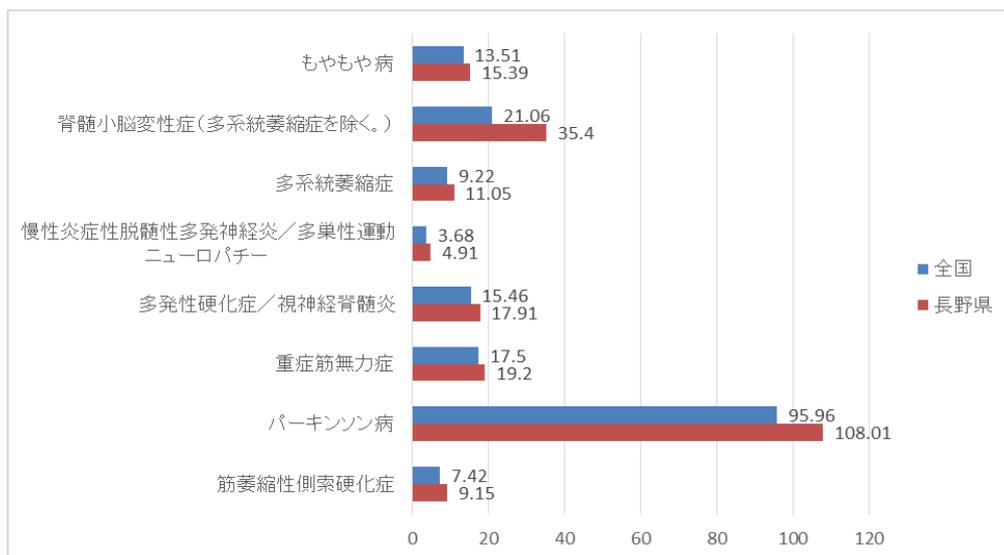
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
特定医療費	-	-	-	14,491	15,589	15,901
特定疾患治療研究	12,951	13,796	14,304	52	42	41
先天性血液凝固因子障害等	60	62	71	71	72	74
長野県特定疾病（県単）	53	65	69	65	61	56
遷延性意識障害（県単）	69	51	8	6	7	5

（保健・疾病対策課調べ）

## 4 主な神経・筋疾患の患者数の全国比較

【図1】

(人口10万対比)



※患者数はH27年度末、人口はH27年10月の国勢調査の数値を用いて算定

(保健・疾病対策課調べ)

## 5 主な保健福祉事業

### (1) 保健福祉事務所による相談会等の取組

【表3】

年度	H25	H26	H27	H28
難病相談会等*開催数(回)	62	56	62	78
難病相談会等参加者数(人)	976	767	1,633	1,562
家庭訪問実施延人数(人)	653	762	583	824

\*難病医療相談会、患者・家族交流会、講演会、支援者向け研修会など

(保健・疾病対策課調べ)

### (2) 難病相談支援センター

難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労相談などを行うため、県が平成19年6月に設置しました。

信州大学医学部附属病院に委託し事業を実施しています。

概要	
場 所	長野県松本市旭2-11-30 長野県松本旭町庁舎(信州大学医学部附属病院南側)
相談窓口	電 話 0263-34-6587 FAX 0263-34-6589 電子メール <a href="mailto:nanbyo@shinsyu-u.ac.jp">nanbyo@shinsyu-u.ac.jp</a>
利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
スタッフ	難病相談支援員 看護師2名 医師(非常勤) その他職員 事務職員

【表4】相談延件数 (件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
難病相談支援センター	1,832	1,771	1,883	2,519	3,337

※平成 27 年度から難病相談支援員 2 名体制

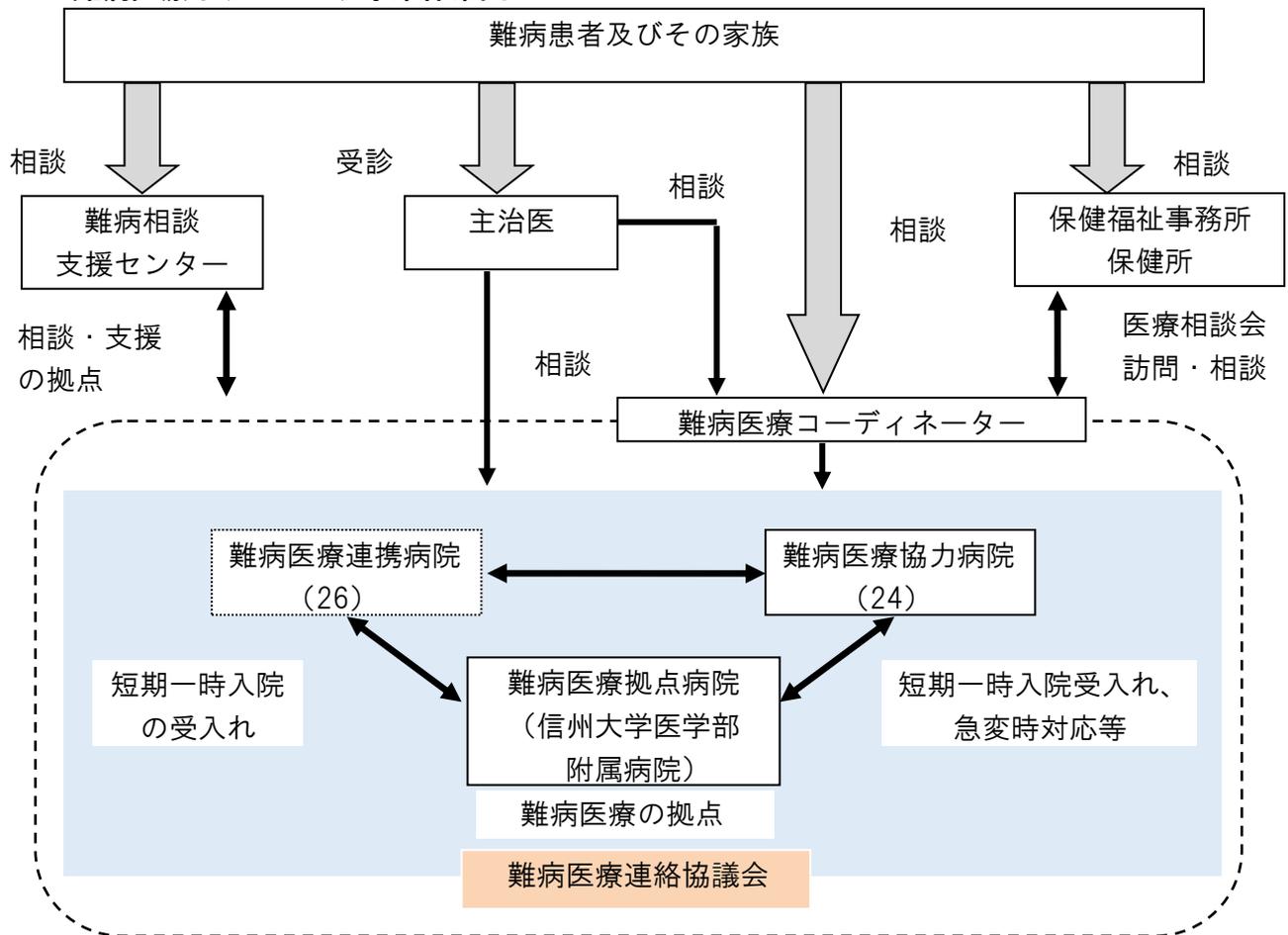
(3) 難病医療ネットワーク推進事業

重症難病患者が入院治療を必要とした場合、適時適切に入院施設を確保するため、難病医療コーディネーターを配置するとともに、難病医療拠点病院（信州大学医学部附属病院）、協力病院及び連携病院によるネットワークを構築し、入院等に関する相談等に対応しています。【図2】

県が平成 21 年 6 月から信州大学医学部附属病院に委託して事業を実施しています。

【図2】

難病医療ネットワーク事業体系図



【表5】短期一時入院受入れ延べ件数 (件)

年度	H25	H26	H27	H28
拠点病院	25	15	7	
協力病院	261	363	354	調査中
連携病院	36	35	54	

## 第2 課題

- 難病患者においては療養生活が長期間にわたるため、病気に対する不安や経済的負担が大きいと考えられます。
- 神経・筋疾患の患者が全国に比べて多く、医療機関、地域支援者等と連携し、地域で難病患者を支える体制の整備が求められています。
- 人工呼吸器使用など在宅の重症難病患者の災害時の支援についての準備が必要となります。
- 難病患者のニーズに適切に応えられるよう、地域支援者への難病に関する知識及び技術を習得する機会の提供が必要です。

## 第3 目指すべき方向と施策の展開（案）

### 1 目指すべき方向

- 難病患者及び家族が地域の中で安定した在宅療養生活をおくれることを目指します。
- 地域で生活する難病患者に対する支援体制の整備に努めます。

### 2 関係機関・団体の取組として望まれること

- 難病医療拠点病院・難病医療協力病院を中心とした難病医療ネットワークによる連携の推進。
- 地域の支援体制の構築。
- 支援者の増加及び質の向上。

### 3 県の取組（施策の展開）

#### （1）特定疾患医療給付制度の継続

- 特定疾患医療給付制度等により医療費の自己負担の軽減を引き続き実施します。

#### （2）相談支援体制、在宅療養の充実

- 難病相談支援センターの機能の充実化（就労相談、患者会支援等）を図ります。
- 保健福祉事務所において、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」を設置するとともに、難病相談会、地域の支援者の交流、研修会を開催します。
- 保健福祉事務所において筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等療養支援マニュアルを活用し、地域支援者と連携し患者支援を推進します。
- 重症難病患者（人工呼吸器装着車）に対する災害時支援計画を患者・家族、医療機関を含めた地域支援者と確認、検討を行います。

#### （3）難病医療ネットワーク事業の推進

- 難病医療ネットワーク事業を推進（レスパイト入院の調整、受入医療機関の増加）します。

#### （4）地域支援者へ支援

- 保健福祉事務所において、支援者を対象とした研修会、情報交換会を開催します。
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施します。

○指定難病一覧(平成29年4月1日現在)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	モヤモヤ病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿胞性乾癬(汎発性)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病

番号	病名
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性 ADH分泌異常症
73	下垂体性 TSH分泌亢進症
74	下垂体性 PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	全身型若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群

番号	病名
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群

番号	病名
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	有馬症候群
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群
194	ソス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モット症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎

番号	病名
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 $\beta$ リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)

番号	病名
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クローンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシウスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膝炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症

## 【別表2】

## 難病医療連絡協議会 構成団体

平成28年7月現在

## ■拠点病院(事務局)

名称	〒	所在地	電話番号
信州大学医学部附属病院(難病診療センター)	390-0802	松本市旭2-11-30	0263-34-6587

## ■協力病院(24病院)

医療圏	名称	〒	所在地	電話番号
佐久	JA長野厚生連 佐久総合病院	384-0393	佐久市臼田197	0267-82-3131
	小諸厚生総合病院	384-8588	小諸市与良町3-2-31	0267-22-1070
	佐久市立国保 浅間総合病院	385-8558	佐久市岩村田1862-1	0267-67-2295
上小	国立病院機構 信州上田医療センター	386-8610	上田市緑ヶ丘1-27-21	0268-22-1890
	JA長野厚生連 鹿教湯病院	386-0396	上田市鹿教湯温泉1308	0268-44-2111
	JA長野厚生連 鹿教湯三才山病院	386-0393	上田市鹿教湯温泉1777	0268-44-2321
諏訪	JA長野厚生連 富士見高原病院	399-0214	諏訪郡富士見町落合11100	0266-62-3030
	諏訪赤十字病院	392-8510	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
	諏訪湖畔病院	394-8515	岡谷市長地小萩1-11-30	0266-27-5500
	岡谷市民病院	394-8512	岡谷市本町4-11-33	0266-23-8000
上伊那	伊那中央病院	396-8555	伊那市小四朗久保1313-1	0265-72-3121
飯伊	飯田市立病院	395-8502	飯田市八幡町438	0265-21-1255
	健和会病院	395-8522	飯田市鼎中平1936	0265-23-3116
木曾	県立木曾病院	397-8555	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703
松本	国立病院機構 まつもと医療センター 中信松本病院	399-0021	松本市寿豊丘811	0263-58-3121
	城西病院	390-8648	松本市城西1-5-16	0263-33-6400
	安曇野赤十字病院	399-8292	安曇野市豊科5685	0263-72-3170
大北	JA長野厚生連 北アルプス医療センター あづみ病院	399-8695	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166
長野	県立総合リハビリテーションセンター	381-8577	長野市下駒沢618-1	026-296-3953
	長野赤十字病院	380-8582	長野市若里5-22-1	026-226-4131
	JA長野厚生連 長野松代総合病院	381-1231	長野市松代町松代183	026-278-2031
	長野市民病院	381-8551	長野市富竹1333-1	026-295-1199
	県立須坂病院	382-0091	須坂市大字須坂1332	026-245-1650
北信	JA長野厚生連 北信総合病院	383-8505	中野市西1-5-63	0269-22-2151

■連携病院（26病院）

医療圏	名 称	〒	所在地	電話番号
佐久	佐久穂町立千曲病院	384-0631	南佐久郡佐久穂町高野町328	0267-86-2360
	川西赤十字病院	384-2202	佐久市望月318	0267-53-3011
	佐久総合病院 小海分院	384-1103	南佐久郡小海町豊里78	0267-92-2077
上小	丸子中央病院	386-0405	上田市中丸子1771-1	0268-43-8367
	東御市民病院	386-0502	東御市鞍掛198	0268-62-0400
	国保依田窪病院	386-0603	小県郡長和町古町2857	0268-68-2036
	上田病院	386-0012	上田市中央1-3-3	0268-22-3580
	塩田病院	386-0023	上田市中野29-2	0268-38-2221
	柳澤病院	386-0023	上田市中央西1-2-10	0268-22-0109
伊那	町立辰野病院	399-0496	辰野町辰野1445-5	0266-41-0238
	上伊那医療生活協同組合 上伊那生協病院	399-4601	箕輪町中箕輪11324	0265-79-8813
	医療法人暁会 仁愛病院	396-0026	伊那市西町4906	0265-78-3333
	医療法人保健同人会 田中病院	396-0011	伊那市下新田3193	0265-78-3555
	伊南行政組合 昭和伊南総合病院	399-4117	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121
	医療法人公仁会 前澤病院	399-4114	駒ヶ根市上穂南11-5	0265-83-2151
	医療法人 斉藤診療所	399-4301	宮田村3598-3	0265-85-4816
松本	藤森病院	390-0811	松本市中央2-9-8	0263-33-3672
	医療法人心泉会上條記念病院	399-0032	松本市村井町西2-16-1	0263-57-3800
	社会医療法人抱生会丸の内病院	399-0841	松本市渚1-7-45	0263-28-3003
	松本市立病院	390-1401	松本市波田4417-180	0263-92-3027
	一之瀬脳神経外科病院	390-0852	松本市島立2093	0263-48-3300
	桔梗が原病院	399-6461	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012
長野	JA長野厚生連松代総合病院附属若穂病院	381-0101	長野市若穂綿内7615-1	026-282-7111
	医療法人公仁会轟病院	382-0076	須坂市大字須坂1239	026-245-0126
	国立病院機構東長野病院	381-0085	長野市上野2-477	026-296-1111
	長野医療生活協同組合長野中央病院	380-0814	長野市西鶴賀町1570	026-234-3345



# アレルギー疾患対策

## 第1 現状と課題

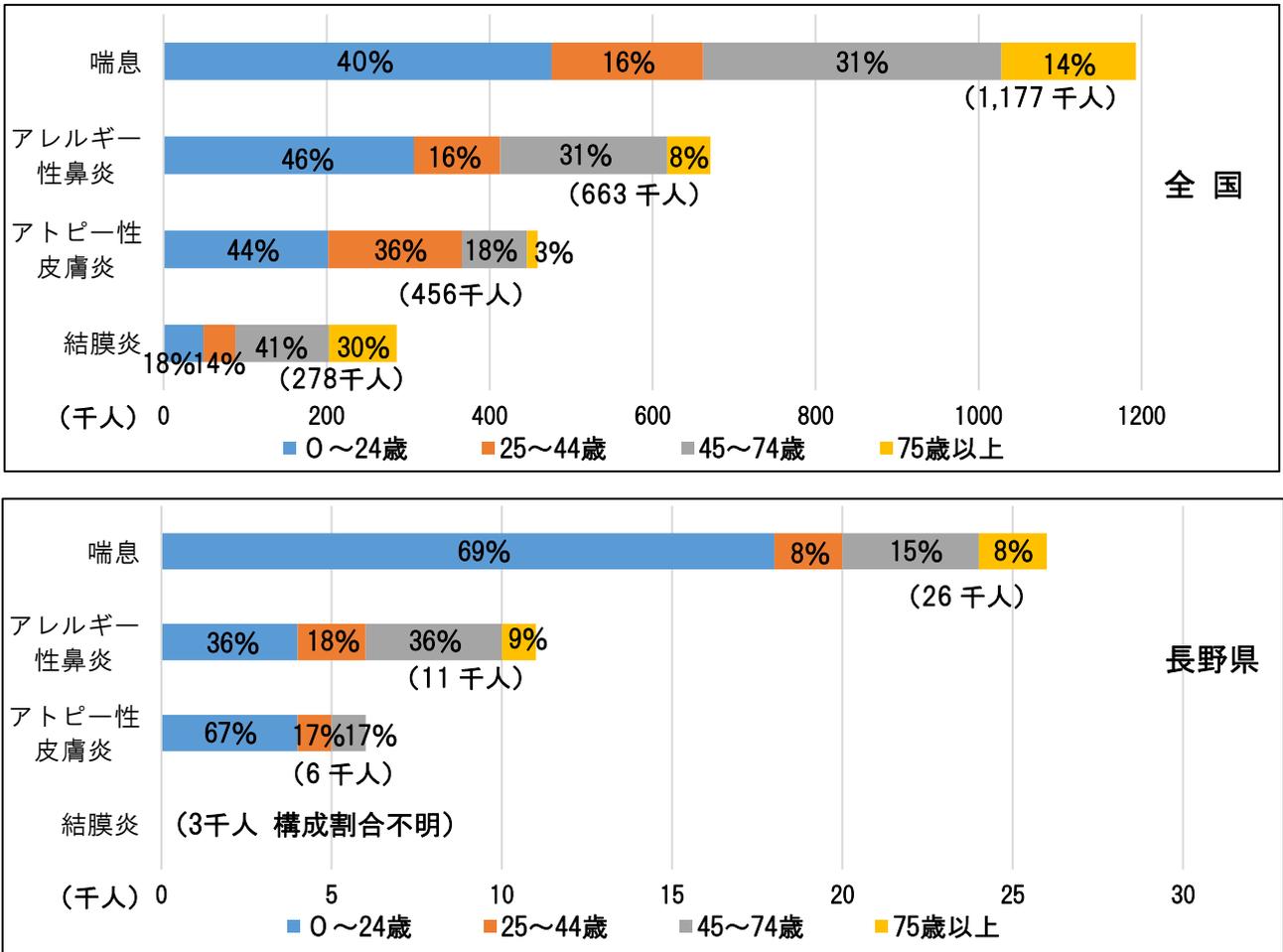
### 1 アレルギー疾患対策の概要

アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年 6 月成立）、同基本指針（平成 29 年 3 月告示）

- アレルギー疾患とは、「気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他のアレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的な又は全身的反応に係る疾患」と示されました。
- アレルギー疾患対策の基本理念は次のとおりです。
  - ア 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図る
  - イ 居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにする
  - ウ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制を整備する
- 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施する必要があります。

### 2 アレルギー疾患患者の状況

【図1】 アレルギー疾患の推計患者人数と年齢別構成割合（平成 26 年 10 月）



(厚生労働省「患者調査」)

## (参考) 食物アレルギー

全国の大規模有病率調査から、乳児有病率は5～10%、学童期は1～2%と考えられる。成人は不明である。(アレルギー疾患診断治療ガイドライン 2010)

## 第2 施策の展開 (案)

### 1 アレルギー疾患対策会議(仮称)の開催

- 部局横断の総合的なアレルギー疾患対策会議を開催します。
- 医療関係者等にも参画いただき、地域の実情の把握とアレルギー疾患対策に必要な施策を検討します。

### 2 専門診療医療機関の情報提供

- アレルギー専門医を有する病院、診療所をホームページにて情報提供します。

### 3 アレルギー疾患の重症化予防及び症状の軽減

#### (1) 花粉症

- 環境省専用サイトの紹介などホームページで花粉症対策の啓発を行います。
- 飯田及び松本保健福祉事務所において飛散状況を調査し、迅速に情報提供します。

#### (2) 食物アレルギー

- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」(長野県教育委員会作成)を学校関係者等に周知します。
- 「学校保健課題解決支援協議会」(長野県教育委員会開催)において、食物アレルギー等の対応を検討します。

# その他の医療施策

## 1 移植医療

### 第1 現状と課題

#### 1 臓器移植

- 平成9年（1997年）に「臓器の移植に関する法律」（以下「臓器移植法」という。）が施行され、心停止後の死者からの腎臓及び角膜の移植に加え、脳死者からの臓器（心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸及び眼球）移植が可能となっています。
- また、平成22年（2010年）7月からは、臓器移植法が改正施行され、臓器提供の意思に併せて、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示を行うことが可能となったほか、本人の臓器提供に関する意思が不明な場合であっても、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出が可能となり、15歳未満の小児からの臓器提供もできるようになりました。
- 臓器移植法の施行後、県内では脳死による臓器提供は4件ありました。心停止後を含めた臓器提供件数は、大きな増加はなく推移しています。引き続き、県民の臓器移植についての理解を深めていく必要があります。
- 角膜を除く臓器移植については、（社）日本臓器移植ネットワークが、国により臓器のあっせんの許可を得た唯一の機関として、移植医療の普及・啓発、レシピエント（移植希望者）の登録、ドナー（臓器提供者）情報の収集、提供協力病院及びドナー家族への対応など、公平かつ迅速な臓器のあっせんを行っています。
- 平成10年（1998年）から、臓器提供事例が発生した場合に各都道府県内で、（社）日本臓器移植ネットワークと協力して調整業務を行う臓器移植コーディネーターが委嘱され、現在、信州大学医学部附属病院に配置しています。また、平成21年（2009年）から県では、臓器移植に関する普及啓発や、臓器移植コーディネーターとの連絡調整業務を行う臓器移植院内コーディネーターを設置しています。年々人数は増加しており、平成29年（2017年）には38医療機関・68名に委嘱し、臓器移植の円滑な推進を図っています。
- 角膜移植の推進については、（公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会が中心となり、ライオンズクラブ等の協力を得ながら、角膜提供者の登録や臓器移植を含めた普及啓発活動等の事業を行っています。

【表1】本県の角膜・臓器提供者数の推移

（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	累計	備考
献眼者数	15	18	18	14	18	530	H6～
臓器提供者数	1	3	0	0	1	25	H10～

（（公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会、（社）日本臓器移植ネットワーク調べ）

#### 2 造血幹細胞移植

- 造血幹細胞（骨髄、末梢血幹細胞及び臍帯血）移植については、平成3年（1991年）に（財）骨髄移植推進財団（現在の（公財）日本骨髄バンク）が設置されたことを皮切りに、（公財）日本骨髄バンクや各臍帯血バンクが主体となり移植の推進を行ってきましたが、平成26年1月に「移

植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が施行されたことにより、現在は、この法律に基づき国、地方公共団体、造血幹細胞提供事業者（骨髄バンクや臍帯血バンク）、支援機関（日本赤十字社）、医療関係者がそれぞれの業務を行っています。

- 本県では、骨髄、末梢血幹細胞提供希望者（以下「骨髄バンクドナー」という）への登録の普及啓発を実施するとともに、平成 28 年から長野県骨髄・末梢血幹細胞提供推進連絡会議を設け、関係機関の連携を促進することにより、造血幹細胞の適切な提供の推進を図っています。
- また、骨髄バンクドナー登録希望者の利便性を確保するため、保健福祉事務所に登録窓口を設置するとともに、移動献血の会場等で登録会を円滑に実施できるよう、（公財）日本骨髄バンクと協力して、ドナー登録について説明をするボランティア（説明員）の養成を行っています。

**【表 2】本県の骨髄バンクドナー登録者数、非血縁者間移植数（平成 29 年 5 月末現在）**

骨髄バンクドナー登録者数（人）	3,776
非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植数（平成 5 年移植開始以降累計）（件）	327

（日本赤十字社、（公財）日本骨髄バンク調べ）

**【表 3】本県の骨髄バンクドナー登録受付窓口**

赤十字血液センター窓口	（長野）長野献血ルーム、（松本）松本献血ルーム、 （諏訪）諏訪出張所
保健福祉事務所窓口	佐久保健福祉事務所、上田保健福祉事務所、伊那保健福祉事務所、 飯田保健福祉事務所、木曾保健福祉事務所、大町保健福祉事務所、 北信保健福祉事務所

- 全国の骨髄バンクドナー登録者数は 47 万人以上（平成 29 年 5 月末現在）になりましたが、骨髄等の移植を希望する患者のうち、実際に提供を受けられたのは未だに 6 割程度の患者に留まっています。また、骨髄等の提供ができる 55 歳の年齢制限に達する等の理由により、毎年約 2 万人が骨髄バンクドナーの登録を抹消されており、引き続き骨髄バンクドナーへの登録を推進していく必要があります。

## 第 2 施策の展開（案）

### 1 臓器移植

- （公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会の活動を支援し、同協会を中心に、ライオンズクラブ等の関係団体と連携しながら、臓器提供意思表示カードの普及や移植医療に関する理解を深めるための啓発を推進します。
- 信州大学医学部附属病院に配置している臓器移植コーディネーターを中心に、医療機関における医療従事者への啓発や各病院内で活動する院内コーディネーターと連携を図るとともに、健康イベント開催時に臓器移植のコーナーを設けたり、教育機関での講義を行うことを通じて県民への普及啓発に取り組みます。

### 2 造血幹細胞移植

- 骨髄バンクドナー登録者の確保のため、（公財）日本骨髄バンク、日本赤十字社等関係団体と連携し、普及啓発を実施するとともに、登録希望者が登録しやすい環境を整備することにより、造血幹細胞の適切な提供を推進します。

## 2 外国籍県民等に対する支援

### 第1 現状と課題

- 県内に住む外国人は約3万人で、県内人口に占める割合は約1.5%となっています。
- 外国籍県民が言葉の問題や知識・情報の不足により、医療サービスが受けにくいという課題に引き続き対応していく必要があります。

【表1】長野県における外国人登録者数の推移（各年12月末現在）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
中 国	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072
ブ ラ ジ ル	7,679	5,154	4,822	4,633	4,692
韓 国・朝 鮮	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742
フィリピン	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221
そ の 他	6,889	7,196	7,735	8,698	9,574
総 数 (人)	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301
県内人口に占める割合 (%)	1.47	1.41	1.42	1.45	1.50

(国際課調べ)

- 県では、外国語版問診票として、外来のほか入院医療にも対応した「外国籍県民医療のための問診票」を8ヶ国語で県ホームページに公開しています。
- また、県ホームページには、小児救急電話相談（#8000）の案内及び急病時ガイドブック「お子さんが病気になったとき」を平成23年度（2011年度）から多言語翻訳版（6言語）で掲載しています。
- 長野県広域災害・救急医療情報システム「ながの医療情報 Net」では、県内の医療機関を英語で検索できます。また、外国語で対応可能な医療機関の情報についても提供しています。
- 医療通訳の養成講座を（公財）長野県国際化協会に委託し、平成27年度に飯田市、平成28年度に長野市で開催しました。

### 第2 施策の展開（案）

- 県では、各医療機関における「外国籍県民医療のための問診票」の活用を促進するなど、外国人が医療機関を安心して受診できる体制づくりを促進します。
- 県内に居住する外国人が医療に関する必要な情報を得られるよう、国際課の協力のもと、ホームページ等を利用した情報提供に努めます。

### 3 原爆被爆者に対する支援

#### 第1 現状と課題

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、健康診断の実施、医療の給付並びに医療費及び各種手当の支給等を行い、被爆者の生活の安定と健康の保持を図っています。

【表1】県内の原爆被爆者数（平成29年3月31日現在）

被爆者数	117
医療特別手当受給者数	3
健康管理手当受給者数	84
保健手当受給者数	9
小計	96

（地域福祉課調べ）

#### 第2 施策の展開（案）

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当等の支給等を行うとともに、相談事業、健康診断等の保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策を推進します。